

保感第423-5号
令和3年8月6日

各市町村新型コロナウイルス対策本部長 殿

沖縄県新型コロナウイルス対策本部
本部長 玉城 康裕
(公 印 省 略)

特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針の変更について

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき感謝申し上げます。

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、令和3年5月22日付け保感第268号、保感第423号～第423-4号にて特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針の実施等について依頼しているところですが、昨今の感染状況を踏まえ、沖縄県対処方針を変更しました。

貴市町村におかれましても同沖縄県対処方針に基づく取組において下記のとおり要請いたしますので、是非ご協力よろしくお願ひします。

また、広く県民・事業者に周知する必要がありますので、貴管下職員及び関係団体等への周知啓発をお願いいたします。

記

1 依頼内容

- (1) 地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ
- (2) 飲食店等への巡回
- (3) 各種施設、公園等の管理者としての取組（路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起）
- (4) 不要不急の救急受診の抑制の周知（発熱時は、日中のクリニックを受診するか県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129に相談する）
- (5) 人流の抑制と外出自粛要請の実効性を高めるため、県立の公共施設については、8月15日まで原則休館となります。

2 添付資料

特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針【8月4日変更】（別添）

問い合わせ先 新型コロナウイルス感染症等対策 本部総括情報部感染症対策課 Tel 098-866-2014 FAX 098-861-2888
--